資料１

　　　　区自主防災会規約

（名　称）

第１条　この会は、　　　　区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第２条　本会の事務所は、　　　　区　　　　に置く。

（目　的）

第３条　本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）により被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事　業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

（1）防災に関する知識の普及に関すること。

（2）地震等に対する災害予防に関すること。

（3）地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。

（4）防災訓練の実施に関すること。

（5）防災資機材の整備等に関すること。

（6）他組織との連携に関すること。

（7）その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（会員）

第５条　本会は、　　　　区にある世帯員をもって構成する。

（役員）

第６条　本会に、次の役員を置く。

（1）会　長　　　　１人

（2）隊　長　　　　１人

（3）副隊長　　　　　人

（4）班　長　　　　　人

２　役員は、隊員の互選による。

３　役員の任期は、　年とする。ただし、再任をすることができる。

（役員の任務）

第７条　会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。。

２　隊長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

３　副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故ある時はその職務を代行する。

４　班長は、隊長の命令を受け班員の指揮及び連絡調整にあたる。

（会議）

第８条　本会に総会及び役員会を置く。

（総会）

第９条　総会は、全会員をもって構成する。

２　総会は、毎年１回開催する。ただし、必要がある場合は臨時に開催することができる。

３　総会は、会長が招集し、次の事項を審議する。

（1）規約の改正に関すること。

（2）防災計画書の作成及び改正に関すること。

（3）事業計画に関すること。

（4）その他会長が特に必要と認めたこと。

４　総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

（役員会）

第１０条　役員会は、第６条に掲げる役員をもって構成する。

２　役員会は、次の事項を審議し、実施する。

（1）総会に提出すべきこと。

（2）総会により委任されたこと。

（3）その他会長が特に必要と認めたこと。

（防災計画書）

第１１条　本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画書を作成する。

２　防災計画書は、次の事項について定める。

（1）自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。

（2）防災知識の普及に関すること。

（3）防災訓練に関すること。

（4）情報の収集伝達に関すること。

（5）避難及び避難所運営に関すること。

（6）出火防止、初期消火に関すること。

（7）救出・救護に関すること。

（8）給食・給水に関すること。

（9）避難行動要支援者対策に関すること。

（10）防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

（規約等の届出）

第１２条　会長は、規約、役員及び防災計画書を定めたとき並びに変更が生じたときは、速やかに市川町長（総務課）に届け出なければならない。

附　則

この規約は、令和　　年　　月　　日から施行する。